

## 市施設の利用について

茨城県から発令されていた県独自の緊急事態宣言が2月23日から解除されます。

施設の利用につきましては、利用制限が追加されている場合もありますので、各施設担当にお問い合わせ又は施設のHPをご覧ください。また、利用に際しましては、引き続き感染拡大防止に努め、「いばらきアマビエちゃん」の登録のご協力をお願いします。

なお、学校施設開放につきましては、3月1日からの利用となります。

皆さまには、ご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、よろしくをお願いします。

※施設の貸出につきましては、使用条件追加される場合がありますので、申請時にご確認をお願いします。